

結婚新生活スタートアップ補助金交付申請書

年 月 日

箕輪町長

申請者 住 所
氏 名
電話番号

箕輪町結婚新生活スタートアップ補助金交付要綱の規定に基づき、補助金の交付を申請します。

1 婚姻届提出日	年 月 日	
	婚姻届出時の年齢	申請者 歳 配偶者 歳
2 直近所得の状況 ※貸与型奨学金を返済した場合は、その金額を控除する。	世帯の所得 円	
	貸与型奨学金返済額 年間 円	
	対象所得合計 円	
3 申請額の算出基礎	住居費（購入）	契約金額 (A) 円
	住居費（賃借）	家 賃 (B) 円
		住宅手当 (C) 円
		実質家賃負担額[(B)-(C)] (D) 円
		敷金、礼金、共益費、仲介手数料等 (E) 円
		小計 [(D)+(E)] (F) 円
	引越費用	引越に係る実費 (G) 円
	リフォーム費用	リフォームに係る実費 (H) 円
合計	(A)+(F)+(G)+(H) (I) 円	
4 申請額	※(I)と夫婦ともに29歳以下の世帯は60万円、その他の世帯は30万円を比較し、低い方(1,000円未満切捨)を記入する。 円	

添付書類

- 1 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本
- 2 前年分の所得証明書等、所得を証明する書類
- 3 貸与型奨学金の返済を確認できる書類（貸与型奨学金を返済した場合）
- 4 住宅の売買契約書及び領収書の写し（住居費における購入の場合）
- 5 住宅の賃貸借契約書及び領収書の写し（住居費における賃貸借の場合）
- 6 住宅手当支給証明書（様式第2号）（住居費における賃貸借の場合）
- 7 引越しに係る領収書の写し（引越費用の場合）
- 8 住宅のリフォーム契約書及び領収書の写し（リフォーム費用の場合）
- 9 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

- 1 審査のため、町で保有する情報を確認することについて同意します。
- 2 過去に新規に婚姻した世帯を対象にした住居費、引越費用及びリフォーム費用に係る補助金の交付（他の市町村を含む。）を受けたことはありません。
- 3 他の公的制度による家賃補助又は箕輪町若者世帯定住支援奨励金及び箕輪町空き家改修費等補助金を受けていません。
- 4 箕輪町暴力団排除条例（平成23年箕輪町条例第15号）に規定する暴力団若しくは暴力団員又は警察当局から排除要請のある者ではありません。
- 5 箕輪町に町税等の滞納はありません。

申請者（署名又は記名押印）

配偶者（署名又は記名押印）